➢舞鶴市の乳幼児教育・保育

　舞鶴市では、「舞鶴市乳幼児教育ビジョン」に基づく“質の高い保育”を実践しています。

　「0歳から15歳までの切れ目のない質の高い教育」（舞鶴市教育振興大綱）を実践するため、「乳幼児教育ビジョン」と「小中一貫教育標準カリキュラム」をつなぎ、子どもの育ちの連続性を図る「保幼小中接続カリキュラム」を策定しました。また、令和元年度に府内初の乳幼児教育センターを設置し、乳幼児教育センターを中心に乳幼児教育の質の向上のため保育士に対して研修の実施や、保育園や認定こども園に通う子どもの発達支援などを行っています。

**育てたい子ども像**

★双方向で実践的な研修方法である「公開保育」を軸に、教育・保育者が幼稚園・保育所・認定こども園、私立・公立の枠を超えて共に学び合っています。

★舞鶴市では、乳幼児教育センター（平成31年4月開設）において保育士等キャリアアップ研修を企画・実施。それらは京都府の「キャリアパス」対象研修に指定されており、保育士のキャリアの継続が担保されています。

◇令和３年度は専門分野研修（乳児保育、幼児教育、障害児保育）、マネジメント研修

合わせて22回実施予定です。

★保育者の専門性を可視化するため、「ドキュメンテーション」で子どもの遊びの中での育ちや学んでいる姿を、写真と言葉で “見える化”する取り組みを進めています。

➢認可保育所、認定こども園、幼稚園

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 認可保育所 | 認定こども園認定こども園とは、保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設です。３歳以上であれば、仕事の有無に関わらず利用できます。 | 幼稚園 |
| ２・３号保育部分 | １号教育部分 |
| 管轄 | 厚生労働省 | 内閣府 | 文部科学省 |
| 利用できる年齢 | ０歳～５歳 | ０歳～５歳 | 満３歳～５歳 | 満３歳～５歳 |
| 利用できる方 | 保育の必要性のある方※１ | 保育の必要性のある方※１ | どなたでも利用可能 | どなたでも利用可能 |
| 保育時間 | ８～１１時間 | ８～１１時間 | ４時間程度 | ４時間程度 |
| 利用できる日 | 月～土曜日 | 月～土曜日 | 月～金曜日 | 月～金曜日 |
| 休日 | 日曜日、祝日年末年始 | 日曜日、祝日年末年始 | 土日祝日、春夏冬の長期休暇 | 土日祝日、春夏冬の長期休暇 |
| 申込 | 市に申し込み | 市に申し込み | 各園に申し込み | 各園に申し込み |
| 保育料 | 保護者の課税、家庭状況により市が決定※２ | 保護者の課税、家庭状況により市が決定※２ | 無償 | 無償 |
| 給食 | あり | あり | あり | 園により異なる |
| 給食費 | 園により異なるため各園にお問い合わせください |
| 副食費の免除※３ | あり（対象者には通知がいきます） | あり（別途申請が必要） |
| その他経費 | 園により経費が異なるため各園にお問い合わせください |
| バス | 園によりバスの有無が異なるため各園にお問い合わせください | あり |

※１　保育の必要性は、下記のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育が必要な事由 | 認定期間 | 保育時間 |
| 就労（１カ月64時間以上の就労） | 入園から就学前まで。もしくは雇用期間満了まで | １月の就労時間により、標準時間・短時間が決まります |
| 妊娠・出産 | 出産予定日の8週間前～8週間後の月末まで | 標準時間 |
| 疾病・障害 | 診断書の期間等により異なります | 標準時間 |
| 介護・看護 | 入園から就学前まで。もしくは介護（看護）の必要性がなくなるまで | 標準時間 |
| 災害復旧 | 入園から就学前まで | 標準時間 |
| 求職活動 | 入園日から90日後の月末まで | 短時間 |
| 就学 | 保護者の学校卒業予定日まで | 学校の時間等により、標準時間・短時間が決まります |

※２　幼児教育・保育の無償化により、３歳児以上は無償になります。（無償化の詳細は〇へ）

※３　給食費は主食費（白ご飯など）と副食費（おかずなど）の合計です。免除対象は副食費のみです。なお、保育所、認定こども園の0歳児～2歳児は給食費が保育料に含まれているため、免除はありません。

**舞鶴市の園の紹介はホームページをご覧ください。（ＵＲＬ）**

➢未入園児の一時預かり事業

　保護者が傷病などで緊急・一時的に保育が必要な場合のほか、育児に伴うストレスを軽減

したい時などに、保育所、認定こども園で保育を行います

　○対象児童

　　　原則、舞鶴市に在住で、生後６か月～就学前の保育所、認定こども園に通っていない児童

※幼稚園在園中の児童は利用できます

　○利用できる日数など

　　・短時間勤務などの理由により、週平均３日程度家庭での育児が困難となり、保育が必要となる児童

　　　　　⇒　週３日以内で３か月以内

　　・保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により緊急

または一時的に家庭での育児が困難となり、保育が必要となる児童

　　　　　⇒　２週間以内

・保護者の育児などに伴う心理的または肉体的負担を解消するなどの理由により、一時的に保育が必要となる児童

　　　　　⇒　半日または１日

　○実施施設

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区 | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 地区 | 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
| 東 | うみべのもり保育所 | 浜 | 62-0464 | 中 | 中保育所 | 余部下 | 62-0292 |
| 昭光保育園 | 浜 | 63-4821 | 西 | 舞鶴こども園 | 円満寺 | 75-0525 |
| さくらこども園 | 七条中町 | 62-6987 | ルンビニこども園 | 寺内 | 76-3703 |
| タンポポこども園 | 泉源寺 | 64-2762 | 相愛こども園 | 魚屋 | 75-1083 |
| 平こども園 | 中田 | 68-0107 | 永福こども園 | 公文名 | 75-4006 |
| やまもも保育園 | 溝尻 | 62-0524 | 永福こども園城屋園舎 | 城屋 | 75-4005 |
| 加佐 | 八雲保育園 | 丸田 | 82-0278 | 東山こども園 | 倉谷 | 76-7314 |
| 岡田こども園 | 志高 | 60-2778 | なかすじこども園 | 公文名 | 76-7122 |

　○費用と利用時間　　利用される保育所・認定こども園で直接お支払いください。

　　　　　　　　　　　（年齢は４月１日時点）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用区分 | 利用時間 | １回あたりの利用者負担額（昼食代） |
| ３歳未満児 | ３歳以上児 |
| 月曜日から金曜日まで | 全日 | 8：30～17：00 | 2,200円 | （300円） | 1,300円 | （200円＊） |
| 午前※ | 8：30～12：00 | 1,200円 | （300円） | 800円 | （200円＊） |
| 午後 | 13：00～17：00 | 1,200円 | （ 　-　 ） | 800円 | （ 　-　 ） |
| 土曜日 | 午前※ | 8：30～12：00 | 1,200円 | （300円） | 800円 | （200円＊） |

※昼食ありの場合は利用者負担額に加えて昼食代を納付していただきます。

＊主食については、現物をお持ちいただくか、別途代金を納付していただく必要があります（施設へおたずねください。）

　○申し込み

　　　利用の５日前までに、利用を希望する保育所、認定こども園に直接お申し込みください。

　　　利用希望日に行事等があり、お断りする場合もありますのでご了承ください。

　**お子様の年齢や利用の理由により、一時預かりの費用がお返しできる場合があります。**

　**詳しくは、〇ページの幼児教育・保育の無償化をご確認ください。**

➢私立幼稚園での定期利用保育

　就労の事由などにより保育の必要性がある１歳児から２歳児までの児童の受入れについて、令和３年度より認可保育所・認定こども園に加えて市内の私立幼稚園で定期的に預かる事業を開始しました。

　※保育の必要性は、〇ページの表をご確認ください。

　〇対象児童

　舞鶴市に在住で、保育所または認定こども園（保育所部分）に申込み、入所調整の結果、入所保留となった１歳児から２歳児までの児童（教育・保育給付３号認定）。

※受入れが可能な年齢については、利用を希望される幼稚園とご相談ください。

※すでに幼稚園に在園中または、プレ入園（未就園児クラス）を利用中の児童は、対象外です。



　〇実施施設、利用時間など

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施施設 | 倉梯幼稚園 | 橘幼稚園 | 中舞鶴幼稚園 | 池内幼稚園 |
| 所在地 | 七条中町 | 浜 | 余部上 | 布敷 |
| 電話番号 | 62-5224 | 62-5168 | 62-5166 | 75-1930 |
| 年齢 | 1歳半～２歳児 | 1歳半～２歳児 | 1歳半～２歳児 | 1歳半～２歳児 |
| 利用時間（平日） | 8：30～16：30・延長保育あり・土曜保育あり | 8：00～16：00・延長保育あり・土曜保育あり | 8：00～16：00・延長保育あり | 8：30～16：30・延長保育あり |
| 利用料 | 23,600円/月 | 21,000円/月 | 20,000円/月 | 20,000円/月 |

　〇申込みについて

　①保護者→市　　　保育所等の利用申込みを市幼稚園・保育所課へ行ってください。

　②市→保護者　　　申請内容を確認のうえ、「教育・保育認定通知書（３号認定）」を送付します。

③保護者→幼稚園　市から届いた通知書をお持ちのうえ、利用を希望される幼稚園へ申込みをしてください。

　④保護者→市　　　利用決定後、舞鶴市幼稚園・保育所課（℡ 66‐1009）へご連絡ください。

　※幼稚園の預かり内容等については、各園へお問合せください

　**市民税非課税世帯の方が本事業を利用される場合は、費用がお返しできる場合があります。**

　**詳しくは、〇ページの幼児教育・保育の無償化をご確認ください。**

　**園の紹介はホームページをご覧ください。（ＵＲＬ）**

➢病児保育

　子どもが風邪をひいたり熱を出したりしたときは、仕事や急な用事で保護者がそばにいられない場合、保護者に代わって専門のスタッフが、病院内の専用スペースで、病気の子どもを預かります。

　〇対 象 者　　舞鶴市在住で生後３か月から小学校３年生までの児童

　〇定　　員　　６人

　〇実施施設　　医療法人岸本病院　病児保育室ピノキオ（二条三笠北）

　　　　　　　　電話番号　62-0118

　〇利用時間　　月曜日～金曜日　８：１５～１８：００

　　　　　　　　（土日、祝祭日、お盆、年末年始は休み）

　〇利用料金　　１日　２,５００円

　　　　　　　　半日　１,５００円（５時間以内）

　　　　　　　　昼食代　 ３００円（弁当持参の場合は、不要）

　〇その他　　　利用当日の登録もできますが、事前登録をしていただくと当日スムーズに入室できます。

➢幼児教育・保育の無償化について

➢保育士のための就業相談窓口

　**★保育士就業相談窓口**

　　　舞鶴市では、保育士などの安定的な人材確保のため、保育士の相談窓口を開設しています。

　　〇相談窓口

　　　　場　　所　　舞鶴市　乳幼児教育センター（舞鶴こども園内　舞鶴市字円満寺100-4）

　　　　日　　時　　月曜日～金曜日　９時～１７時（祝日は除く）

　　　　電話番号　　0773-68-9510

　　　　アドレス　　nyuyouji@city.maizuru.lg.jp

　　〇相談内容

　　　　・子育てが落ち着いたので、現場に復帰しようと考えている。

　　　　・舞鶴に帰省して就職しようと考えているが、支援制度はないか。　など

➢保育士の就労に関する支援

　**★保育士の給与改善（舞鶴市独自の制度）**

　　　民間保育士の処遇改善を目的として、民間の認可保育園・認定こども園（３号認定子どもの利用定員を設定している施設に限る）に対して**保育士１人あたり月額１２,０００円（常勤職員の補助基準額）**を補助し、国の処遇改善加算額に加えて給与に上乗せしています。

　**★月々の家賃補助（舞鶴市独自の制度）**

市内にある民間の認可保育園・認定こども園（３号認定子どもの利用定員を設定している施設に限る）に令和３年４月以降に新規採用された常勤保育士で、園の借り上げたアパート等に入居される場合に、家賃**５万円/月を上限に３年間補助**します。利用を希望される場合は、採用される園に必ず事前にご相談ください。

　**★就労奨励金の支給（舞鶴市独自の制度）**

　　　市内にある民間の認可保育園・認定こども園（３号認定子どもの利用定員を設定している施設に限る）に令和３年４月以降に常勤保育士として採用された方に**最大５０万円の就労奨励金を支給**します。支給に該当するかどうかは、採用される園もしくは市幼稚園・保育所課へお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 支給額 | 主な支給要件 |
| 就労奨励金 | ２０万円 | 市内の他保育施設で雇用されていた場合は、直近の退職日から1年以上経過していること |
| 転入奨励金 | ２０万円 | 舞鶴市外から転入してきたもの |
| 復職奨励金 | １０万円 | ・保育施設等で常勤保育士として３年以上の勤務経験・直近の保育施設等の退職日から1年以上経過していること |

　**★京都府の保育士就職準備金貸付事業（最大４０万円）**

　　　保育所等を離職後1年以上経過した保育士の方や勤務経験のない保育士の方などに対し、新たに保育所等に勤務する場合に就職準備金の貸付。保育士修学資金貸付事業、保育士就職準備金貸付事業などがあります。詳しくは、京都府社会福祉協議会（☎075-252-6291）へ。

　**★保育所等入所の優先度ＵＰ！**

　　　民間保育園・認定こども園で保育士として就労（復職）する場合は、お子さんの保育所等への入所を優遇します。